

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（国内外の販売パートナーや協力企業との協働を通じて、木材製品の新たな価値創造を目指します。地域の製材業者・運送事業者とも連携し、国産木材の有効活用と安定供給体制の確立を進めます。）
- b. IT 実装支援（社内ではタブレット端末を活用し、生産工程や進捗をデジタルで管理しています。生産履歴の可視化と情報共有を進めることで、より正確で効率的なものづくりを実現しています。）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（再生可能エネルギーの活用 FSC 認証を活用した持続可能な森林資源の利用）
- e. 健康経営に関する取組（協会けんぽ福島支部による「ふくしま健康経営優良事業所」認定を受け、社員一人ひとりの健康と働きやすい職場環境づくりを推進しています。喫煙による健康被害を防ぐため、禁煙者のみを採用し、職場内は全面禁煙としています。また、定期健康診断の実施に加え、社長と社員の個別面談を定期的に行い、心身の状態や働き方について直接対話することで、社員が安心して働ける環境を整えています。）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進とともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・健康経営・環境配慮・地域雇用を三本柱とし、社員と地域が共に成長できる企業を目指します。
- ・サプライチェーン全体における価格転嫁の適正化と公正取引の浸透を推進します。
- ・FSC 認証製品を通じて「人と森と未来をつなぐ」企業として、持続可能な社会づくりに貢献します。

2025年10月22日

株式会社光大

代表取締役 根本昌明

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。